

IK ALUMNI CGT supporter's CLUB 規約

第1章 総 則

第1条

- (1) 本後援会は、ICHIKASHI ALUMNI COLOR GUARD TEAM を支援する団体。
- (2) この団体の名称は IK ALUMNI CGT supporter's CLUB と称する。
- (3) この団体を次の所在地に置く。

茨城県つくば市谷田部3018-9

第2章 目的と事業

第2条

本後援会は、ICHIKASHI ALUMNI COLOR GUARD TEAM の活動を支援するとともに、会員との親睦を図り、地域の音楽文化の向上発展や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3条

本後援会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自主公演の支援
- (2) 本後援会会報の発行
- (3) その他支援活動と認めた事業

第3章 会員及び組織

第4条

- (1) この団体の構成は ICHIKASHI ALUMNI COLOR GUARD TEAM に所属する人間及びその保護者並びに、支援者で構成される。
- (2) 加入・脱退等については随時可能とする。

第5条

本後援会の会員は、ICHIKASHI ALUMNI COLOR GUARD TEAM の活動に賛同する個人会員及び団体並びに企業を法人会員とし、その他本後援会への特別な支援をお願いするプラチナ会員をもって組織するものとする。

第6条

本後援会に入会するには、書面による届出並びに、オンライン等で申込む方法によって入会し、その年会費を納入するものとする。

第4章 会費及び会計

第7条

本後援会の会費は次の通りとする。

個人会員	一口	3,000円
法人会員	一口	10,000円
プラチナ会員	一口	30,000円

第8条

本後援会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第9条

本後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第5章 役員

第10条

本後援会は、次の通り役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監査 1名

第11条

前条における役員の選出は、役員会総会にて承認を得る。

第12条

役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本後援会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監査は、事業の運営及び会計を監査する。

第13条

役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- (2) 補欠者又は、増員による役員の任期は、任期の残余期間とする。
- (3) 役員の任期満了時であっても、後任者の選出無きときは、後任者が選出されるまでその責務を遂行する。

第14条

本後援会は、顧問を置くことができるものとし、会長が委嘱し会長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

愛 15 条

本後援会の会議は、総会及び役員会とする。

第 16 条

総会は、役員会を以て構成し毎年 1 回年度終了後 2 カ月以内に会長が招集し、開催する。

総会の議長は、会長とする。

第 17 条

役員会は役員をもって構成し、随時会長が招集し、役員会の議長を兼ねる。

第 18 条

会議の定数及び議決の方法は、次の通りとする。

(1) 議長及び役員会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。

但し、委任状によって意思表示したるものは出席者とみなす。

(2) 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数時は議長が決する。

第 19 条

総会の付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 事業報告及び計画
- (2) 決算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の変更
- (5) その他特に必要な事項

第 20 条

役員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 事業及び計画に関する事
- (2) 会計運用に関する事
- (3) 役員及び顧問の推薦に関する事
- (4) 規約の詳細に関する事
- (5) その他特に必要な事

第7章 附 則

第21条

本後援会は、会員の個人情報を適切に管理し、本後援会運営に必要な範囲でのみ利用する。

第22条

本規約の施行に必要な細則は、別に定め役員会の承認を得るものとする。

第23条

本規約の変更は、総会の過半数の賛同を必要とする。

設立年月日：2025年7月1日

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

IK ALUMNI CGT supporter's CLUB

会長 細 沼 桂 一